

総社市告示第15号

総社市弱視等治療用眼鏡等購入費助成事業実施要綱（平成26年総社市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、小児の弱視等の治療用眼鏡等の購入に係る費用の一部を助成することにより、児童福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者 <u>小児を現に監督保護している者をいう。</u></p> <p><u>(3) 弱視等 弱視若しくは斜視又は先天白内障術後において屈折矯正が必要な状態をいう。</u></p> <p><u>(4) 治療用眼鏡等 弱視等の治療に用いる眼鏡及びコンタクトレンズをいう。</u></p> <p><u>(5) 診断 小児に対して医師が行う弱視等の診断をいう。</u></p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「対象者」とい</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、小児の弱視又は斜視（以下「弱視等」という。）の治療用眼鏡等の購入に係る費用の一部を助成することにより、児童福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者 <u>親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に小児を監護している者をいう。</u></p> <p><u>(3) 眼鏡等 弱視等の治療に用いる眼鏡及びコンタクトレンズをいう。</u></p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「対象者」とい</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>う。)は、次の各号のいずれにも該当する<u>小児</u>とする。</p> <p>(1) <u>診断を受けた日において、本市に住所を有していること。</u></p> <p>(2) 生計を一にする世帯員に市税の滞納がないこと。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、総社市小児医療費給付条例（平成17年総社市条例第133号）第2条第3項に規定する医療保険各法の規定による療養費の支給対象となる治療用眼鏡等を購入した日の翌日から起算して2年を経過していない者は、対象者としな</u>い。</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 助成額は、<u>治療用眼鏡等の購入金額に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とし、3万円を上限とする。</p> <p>(助成申請)</p> <p>第5条 <u>助成の申請をする者</u>（以下「申請者」という。）は、対象者の保護者とする。</p> <p>2 申請者は、総社市弱視等治療用眼鏡等購入費助成申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、<u>市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>診断に基づき医師が発行する治療用眼鏡等に係る処方箋の写し</u></p> <p>(2) 前号の処方箋に基づき購入した<u>治療用眼鏡等の領収書の写し</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 前項の規定による申請は、<u>対象者1人につき1回限りとする。</u></p> <p>4 申請者は、<u>治療用眼鏡等の購入費の支払が終了した日から起算して30日を経過する日又は当該支払が終了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> | <p>う。)は、<u>本市に住所を有する小児で、</u>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>医師により弱視等と診断された者</u></p> <p>(2) <u>助成の申請日において、対象者と生計を一にする世帯員に市税の滞納がないこと。</u></p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 助成額は、<u>眼鏡等の購入金額に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て）</u>とし、3万円を上限とする。</p> <p>(助成申請)</p> <p>第5条 <u>助成を申請する者</u>（以下「申請者」という。）は、対象者の保護者とする。</p> <p>2 申請者は、総社市弱視等治療用眼鏡等購入費助成申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 医師が発行する<u>眼鏡等</u>に係る処方箋の写し</p> <p>(2) 前号の処方箋に基づき購入した<u>眼鏡等の領収書</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 前項の規定による申請は、<u>小児1人につき1回限りとする。</u></p> <p>4 申請者は、<u>眼鏡等購入費の支払が終了した後は、速やかに申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</u></p> |

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。